大阪市告示第1329号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

| 施設名 | 年 月 日 |
|-------------|----------------|
| 大阪市立 | |
| 天王寺スポーツセンター | 令和7年10月1日(水)から |
| 第1体育場 | |
| 第2体育場 | 令和8年3月31日(火)まで |
| 多目的室 | |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)